

令和4年度

町政執行方針

東神楽町長 山本 進

<はじめに>

令和4年第1回東神楽町議会定例会の開会にあたり、町行政を代表し、まちづくりに対する所信を申し述べます。

<新型コロナウイルス感染症の対応>

一昨年から続いている新型コロナウイルス感染症は、変異を繰り返して、より感染力を強めており、新規感染者の急増に伴い、医療提供体制や検査機能はひっ迫する事態となっており、住民の健康と安全に甚大な影響を及ぼしております。

町では、皆様のご理解とご協力のもと、国や北海道等と連携し、これまでさまざまな感染対策や生活・経済支援策を講じてまいりました。現在、全国の自治体と同様に本町でも、事態の収束に向け、住民への3回目のコロナワクチン追加接種の実施に総力を挙げて進めております。コロナワクチンが有効かつ効果的に働き、感染症の脅威が終息し、一日も早く平穏な暮らしが戻ることを、切に願う次第でございます。

今後も、新たな時代を見据え、環境の変化に対応した効果的な対策を、引き続き、迅速に進めてまいります。

<町政執行の基本的な考え方>

令和4年度の町政を執行するにあたり、第8次東神楽町総合計画や地区別まちづくり計画なども踏まえるとともに、本町が将来にわたり持続可能で、住民一人ひとりが幸せを体感できるまちを目指すため、「デジタル化とゼロカーボンの推進」を大きなテーマに掲げてまいります。

国においては、令和3年9月にデジタル社会形成の司令塔としてデジタル庁を創設し、未来志向のデジタル・トランスフォーメーションを大胆に推進することとしています。

本町においても、住民一人ひとりのニーズに応じた最適なサービスを提供するため、デジタル技術を活用した、便利で暮らしやすいデジタル社会のまちづくりを目指してまいります。

これまで解決が難しかった地域課題の解決や、産業分野におけるデジタル化による効率的な事業運営に対する支援対策、行政手続きの利便性の向上と行政事務の効率化を複合施設の庁舎建設と併せて進めるとともに、デジタル専門人材の育成を行いながら、地域に密着した新たな事業の創出などの実現に向けて、様々なデータやデジタル技術を駆使しながら、誰もが豊かさを実感できるデジタル社会の実現を目指してまいります。

次に、世界規模の地球温暖化対策を定めた国際的な取り決めであるパリ協定を踏まえ、国においては、令和2年10月に2050年（令和32年）までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことが宣言されました。

本町においても「ゼロカーボン東神楽」を宣言し、二酸化炭素排出抑制対策計画の策定と、その実現に向けて気候変動問題に長期的な視点で取り組んでまいります。

ごみの減量化につながるリサイクルやごみの分別、食品ロスや生ごみのたい肥化など循環型社会への取り組みや、健康で快適に過ごすことができる住環境整備への助成、町内の公共花壇の維持管理など、自然環境を大切に維持する活動への支援、さらに、歩くことで心身の健康を維持しながら環境にも配慮した健康づくり事業の継続のほか、国の「みどりの食料システム戦略」に沿い、脱炭素、持続可能な消費の拡大、持続的生産体制の構築など、長期にわたる取り組みも進めてまいります。

本年度は町政を執行するにあたり、時代の潮流をしっかりと捉え「デジタル化とゼロカーボンの推進」を常に意識し、町の施策の中に取り込んでいくため、各課

連携を図りながら横断的に事業を構築し、推進してまいります。

＜重点施策＞

この基本的な考え方に立ち、東神楽町では、次の五つの重点施策に力を入れて取り組んでまいります。

第一に、『東神楽流 地域力の強化と移住・定住対策』であります。

昨年度見直しを行いました地区別まちづくり計画における地域特有の課題解決に向けた方策について、地域住民や地区公民館などと分担・協働して、精力的に進めるとともに、行政区町内会による高齢化等によるコミュニティとしての機能維持の在り方についても、地域の意見を尊重しながら支援してまいります。

さらに、旧忠栄小学校を活用した「東神楽大学」とも協働し、道外企業の誘致や町民が集い、学べる場の提供など新たな地域活性化事業に取り組んでまいります。

地域おこし協力隊など都市部の地域人材を積極的に活用し、地域力の維持・強化を図るとともに、移住や定住、補助金や融資等による新規創業へつながる取り組みや中小企業の育成など、地域経済活動の発展に結びつく多様な取り組みも継続してまいります。

また、循環型住環境を推進するため「未来につなげる「住まいの輪」促進事業」の取り組みや公営住宅新町団地整備事業を継続するとともに、未利用地の有効活用についても検討するなど、定住人口の維持と、住みやすいまちづくりを進めてまいります。

第二に、『東神楽流 子どもの生きる力を高める教育と子育て環境の充実』であります。

Society 5. 0時代の到来や、新型コロナウイルス感染症の拡大など、社会が急激に変化する中で、子どもたちが変化を前向きに受け止め、持続可能な社会の創り手として、未来を自立的に生きていく知・徳・体の調和のとれた「生きる力」を育成する教育の推進に努めてまいります。併せて、子どもの命を守り、安全・安心な教育環境の確保を第一に、「学びの保障」をしっかりと行う教育活動を推進してまいります。

昨年度より本格的な運用が開始されたGIGAスクール構想により町内全小・中学校に整備されたICT機器を効果的に活用し、子どもたちの資質や能力を育む取り組みを進めます。

また、多様な子育てのニーズにこたえるため、増築した町立中央保育園を活用した町立認定こども園設立に向けた協議、準備を進めてまいります。

第三に、『東神楽流 安心と生きがいの持てる地域共生社会の実現』であります。

年齢を重ねても、心身ともに元気でいきいきと暮らすために、高齢者や若者、ボランティアや企業など、地域や組織が協力し、見守り、助け合い、支え合える、地域共生のまちを目指してまいります。

ICT技術を活用した健康事業を通じ、心身の健康と食や自然環境への関心をさらに高め、住んでいるだけで健康で豊かになる取り組みを継続して進めてまいります。

さらに、高齢者の活躍の場を広げる健康づくりや、疾病の予防・生活機能の維持を目指す活動を、関係団体やボランティアと連携して推進してまいります。

また、聴力機能の低下によって、日常生活に不便が生じている高齢者を対象に、認知機能の低下や閉じこもりによるフレイル予防を図り、積極的な社会参加の促進をサポートするために、補聴器購入費の助成を新たに行ってまいります。

第四に、『東神楽流 花のまちブランドと観光資源の再活性化』であります。

まちの魅力を国内外に発信する「東神楽町応援大使」を配置し、町外の人や企業などに興味・関心をもっていただき、移住や企業誘致、観光振興などへ繋げてまいります。

また、町民とともに、花のまちづくりや環境美化、景観づくりを進めるため、ボランティアの育成などの取り組みを進めるほか、オープンガーデンの取り組み強化、第50回花まつりをはじめとした花を活かしたイベントの開催、複合施設敷地内に整備予定のフラワーガーデン（仮称）を、花のまちの新たなシンボルとして計画するなど、新しい時代の「花のまち」を発信してまいります。

さらに、新たな特産品の開発支援や、東神楽地域独自ブランド「種と実セレクト」の新たな商品の選定など、引き続き、ブランドの拡充と普及促進を図ってまいります。

観光面では、大雪カムイミンタラ DMO や東神楽町観光協会と連携して新しい観光ニーズに対応した通年での観光客の取り込みに向けた取り組みや、ひがしかぐら森林公園リニューアル工事の継続、旭川空港の利用拡大と空港を活用した地域経済の活性化策を検討してまいります。

また、国のG o T oキャンペーン等の動向を踏まえながら、町内観光・飲食需要の喚起策として利用促進キャンペーン事業などを予定し、町内観光施設や商工業者の景気復興対策を講じてまいります。

第五に、『東神楽流 将来の骨格を成す産業・生活インフラ整備』であります。

昨年度から、着手した役場庁舎を含めた複合施設の建設事業につきましては、工事の進捗管理を行い、令和5年度の建物完成に向けて進めるとともに、拠点施設として防災機能の充実や住民の利便性向上につながる行政デジタル化につい

ても図ってまいります。

より効率的な道路網の整備では、北海道が整備しており、3月に暫定開通する地域高規格道路の旭川東神楽道路につきまして、今後、美瑛町に至る路線の早期決定や道道東川東神楽旭川線の拡幅整備などの関係機関への要請や、東神楽工業団地から地域高規格道路へ直接アクセスできる町道北2線の整備も継続して進めてまいります。

基幹産業である農業の生産性向上のため、国が進める国営緊急農地再編整備事業については計画的に事業を進めており、旭東東神楽地区の工事と、旭東地区は聖台東神楽地区の設計について着手する予定です。本年度から開始される道営圃場整備事業忠栄地区の測量調査も含め、地元期成会や関係機関とも連携しながら着実な推進に努め、生産の安定化と効率化を図ってまいります。

大雪霊園においては、新たなお墓のニーズに対応していくため、芝生墓所、合葬墓及び短期型納骨堂を兼ね備えた新墓所エリアの供用を始めてまいります。

<さいごに>

最後になりますが、本年度は、これらの重点施策を軸におきつつ、新たな行政課題や多様化する町民ニーズに対して、きめ細やかに各分野の政策を着実に実行・実現していくことで、持続可能なまちづくりを目指してまいります。

結びに際し、町民の皆様と議員各位のご健勝とご活躍をお祈り申し上げますとともに、町政に対するご支援とご協力をお願い申し上げ、令和4年度の町政執行方針といたします。

■ 健やかな笑顔あふれるやさしいまちづくり

○ 子育て支援

子育て支援につきましては、保育施設の受け皿や保育士等の専門人材を確保するなど、質の高い保育の提供に努めるとともに、民間事業者の保育士確保を支援してまいります。

さらに、生まれてくる子どもの居場所をお祝いする「君の椅子プロジェクト」の継続や、放課後の子どもの居場所づくりとして、放課後子ども教室の開催や児童クラブにおける学習支援、様々な支援を必要とする子どもの自立する力を育む居場所として、「子ども第三の居場所」事業の継続など、地域における多様な子育て支援を推進してまいります。

○ 高齢者支援

高齢者支援につきましては、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、多様な機関・団体による包括的な相談支援体制の整備や住民主体の支え合いづくりの推進など、官民協働による地域包括ケアシステムの構築の充実とともに、認知症予防のための知識普及や発症した場合における本人及び家族に対する支援を推進してまいります。

また、重症化予防等の推進のため「保健事業と介護予防事業の一体的実施」に取り組み、高齢者の特性に応じた各種事業を効果的かつ、効率的に提供していくための体制を整備してまいります。

介護予防・日常生活支援総合事業では、今後も生活支援・介護予防推進協議会による地域の支え合いに関する課題の把握や対策の検討、個別の潜在ニーズの把握による福祉事業の充実に努めてまいります。

介護予防につきましては、高齢者が社会参加や社会的役割を持つことが介護予防につながるという観点から、地域で活動している高齢者サロンのほか、ボラン

ティア及び健康づくり活動への支援を継続して行うとともに、活動の普及啓発のための住民講座等を行ってまいります。

活動の普及啓発にあたっては、住民との協働を推進し、住民の主体的な活動の支援を行うとともに、他分野の事業や他の年齢層の住民を巻き込み、幅広い自立支援のための取り組みも目指してまいります。

○ 障がい者支援

障がい者支援につきましては、第6期障がい福祉計画に基づき、障がいのある方が住み慣れた地域社会の中で安心して暮らしていけるよう、各種障がい福祉サービス等の充実や権利擁護、就労の拡大、社会参加の促進を図るなど、障がい者や障がい児を地域ぐるみで支えるための環境づくり、地域生活支援体制の充実を推進してまいります。

また、障がいのある方などが気軽に安心して交流・活動できる居場所づくりや、障がい者が個性と能力を発揮できる機会の提供など、支援してまいります。

今後も、東神楽町地域自立支援協議会を定期的を開催し、さまざまな観点から地域課題の協議・検討を行なうとともに、障がい者等相談支援事業を委託しているNPO法人をはじめ、社会福祉協議会など各種団体等との連携を深め、制度などに関するわかりやすい情報提供に努め、障がい者支援の一層の向上に努めてまいります。

○ 地域福祉

地域福祉につきましては、住み慣れたまちで人と人とのつながりを大切に、誰もが安心して暮らしていくために、社会福祉協議会をはじめ、行政区・町内会、民生委員児童委員、ボランティア団体などの関係団体と連携・協力しながら、身近な地域での支え合い・助け合い活動を促進してまいります。

また、高齢者・障がい者等を対象とした在宅福祉サービスの充実や、高齢ドライバーに対する運転免許証の自主返納臨時窓口の開設のほか、地域住民が気軽に交流するための地域サロン等の活動支援、災害時等における避難行動支援、地域福祉に関する情報提供・相談体制の整備などを進め、地域課題等の解決に向けて取り組んでまいります。

○ 保健・健康づくり

保健・健康づくりにつきましては、妊娠期から老年期まで切れ目ない保健サービスを提供してまいります。

各世代で実施している健診等につきましては、受診しやすい環境を整え、生活習慣病予防や重症化予防に役立てるとともに、特定健診の未受診者へのアプローチを継続してまいります。

母子保健では、助産師による妊婦訪問や健康相談等の個別支援をはじめとして、産婦健康診査事業、産後ケア事業、マタニティ・ママ応援事業等により妊娠期から出産の経済的負担や不安を解消し、健やかな出産を迎え、安心して育児に向えるように妊産婦に対する支援を継続してまいります。

健康食育タウン事業では、加齢とともに心身の活力が低下するいわゆるフレイルへの対策について健康講座等の開催や感染症対策を踏まえたオンラインの活用と併せて、高齢者のデジタル化支援の推進に努めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種につきましては、国の指示のもと、北海道や管内1市9町との連携により円滑な接種の実施に向けて、必要な体制の確保に努めていくとともに、コロナ禍における健康2次被害の防止についても、積極的に進めてまいります。

○ 医療

医療につきましては、感染対策に留意し町民が安心して受診できる身近な医療機関として国民健康保険診療所を運営し、病状に応じ適切な医療機関への紹介を行うなど他の医療機関との連携を図り地域医療の充実を図ってまいります。

診療所の建替えにつきましては、他の公共施設に集約し利便性の高い複合施設として整備を進めるとともに、診療体制のあり方につきましても将来を見据えて検討を進めてまいります。

○ 社会保障

社会保障につきましては、国民健康保険事業の健全化に向け、他の大雪地区広域連合構成町と連携し、「第2期データヘルス計画」に沿って、保険者努力支援制度を有効に活用しながら、特定健康診査の受診率向上、保健指導の推進などを通じて、生活習慣病の重症化を防ぐことで医療費の抑制を図るとともに、健康寿命の延伸に努めてまいります。

国民健康保険制度につきましては、運営主体である北海道が算定する保険料率を基とする保険料の設定により、保険料水準に激変が生じないよう他の広域連合構成町と連携しながら、公平な負担となるよう努めてまいります。

■ 明日の活力を生む産業のまちづくり

○ 農林業

農業を取り巻く情勢は、異常気象や農業資材の高騰、コロナ禍による価格の低迷など一層厳しい状況に直面している一方、省力化や効率化に貢献するスマート農業の進展など急速に変化しております。本年度については、経営所得安定対策・水田活用直接支払交付金の見直し案が示され、農業者の営農に大きな影響を及ぼす内容となっていることから、関係組織と協議を進め適切に対応してまいります。また担い手対策として、実効性のある「人・農地プラン」づくりを進め、農地の集積や遊休農地の活用、耕作放棄地の発生防止につなげてまいります。

林業につきましては、森林資源の活用と、多面的機能を持続的に発揮させるため森林整備計画に基づき、除間伐や造林への各種事業を継続実施し人工林の計画的な更新を進めてまいります。

現在協議を進めている旭川市森林組合と東神楽町森林組合の合併につきましては、両森林組合を中心に、関係組織が連携して取り組んでおり、しっかりと支援してまいります。

○ 畜産

畜産につきましては、畜産・酪農生産者の安定経営、所得確保に努め、環境や家畜に優しい畜産経営を推進するとともに、飼養衛生管理を進め、伝染性疾病の未然防止に努めてまいります。

○ 商工業

商工業につきましては、商工会と連携しながら、引き続き地域の生活を支える中小企業が活力を発揮できるよう、企業や商店へ融資制度の周知や、後継者や従業員教育に関する支援、町内に出店を行う新規創業者に対する支援を進めてまい

ります。一昨年来、新型コロナウイルス感染拡大により地域経済は大きな影響を受け、それに対応して国や道の支援策に加え町独自の経済対策を展開してまいりましたが、未だ終息が見通せない中での様々な課題について、国や北海道の動向を把握しながら、関係組織と連携し速やかに取り組みを進めてまいります。

○ 観光

観光につきましては、新型コロナウイルス感染症の発生状況に翻弄され、先の見えない状況が続いており、また、長引く感染症の影響により大きな社会変化が起きております。コロナ禍によるアウトドア需要の高まりなどのニーズを的確に捉え、本町ならではの体験プログラムの造成や仕事と観光を両立させるワーケーションなど新しい観光メニューの開発を進め、町内外からの集客、交流人口の増加が図られるよう進めてまいります。

○ 雇用対策

雇用対策につきましては、引き続き、関係機関との連携のもと情報提供や相談、地元事業所への働きかけ等を通じて、雇用の維持をはじめ従業員教育支援を進めてまいります。

■ 未来を拓く心豊かな人を育むまちづくり

○ 幼児教育・保育

幼児教育・保育につきましては、幼児一人ひとりの発達や特性に応じて、豊かな心と健やかな体を育むため、東神楽幼稚園と中央保育園などにおける教育・保育環境の充実を図るほか、幼稚園・保育園・認定こども園・小学校間の連携や交流を一層進めてまいります。

また、多様な子育てニーズにこたえるため、増築した町立中央保育園を活用した町立認定こども園を令和5年度から開設できるよう協議・準備を進めるとともに、本町らしい幼児教育を行えるよう計画してまいります。

○ 学校教育

学校教育につきましては、各小中学校の教員で組織する東神楽町小中一貫イノベーションプログラムを設置し、併設型の小中一貫教育の充実に努めます。具体的には、小学校において、中学校教員による専門的な指導を行うなど、小学校同士や小学校と中学校の連携を強め、町内の小・中学校が一体となった教育活動を推進するとともに、地域の大学や教育研究機関等と連携し、先進的な教育活動の推進に努めてまいります。

さらに、児童生徒が、持続可能な社会の創り手となることができるようゼロカーボンの取組を各教科、領域等において、取り組んでまいります。

I C T・デジタル化への対応については、G I G Aスクール構想に基づき整備した、校内通信ネットワークと児童生徒一人一台の端末を有効に活用し、子どもたちの協働的な学びや個々の能力、現代的な諸課題に応じて求められる資質・能力を育むため、個別の学習の手助けとなるアプリ等の導入、活用を進めます。その際、情報モラルを含む児童生徒の情報活用能力を育成する取組の充実にも努めてまいります。

○ 家庭・地域教育

家庭・地域教育につきましては、家庭・地域・学校などの連携協力を推し進めるため、生涯学習コーディネーターを引き続き配置して、地域学校協働本部や地域未来塾、家庭教育支援、土曜教育、不登校児童生徒支援などの活動を拡充してまいります。

地区公民館につきましては、社会教育機関としての活動はもとより、各地域の多様化・複雑化する地域の課題に対応すべく、各部局との連携を深め、地区別まちづくり計画に沿った地域コミュニティの醸成を高められるよう努めてまいります。

○ 生涯学習・社会教育

生涯学習・社会教育につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の中、さまざまな事業を縮小あるいは中止せざるを得ない状況にありましたが、感染対策を施しながら、社会教育施設の安全な維持管理と利用拡大に向けた取り組みを進めてまいります。

多様化、高度化する学習ニーズに対応した特色のある講座の開催や学習機会の支援を行うほか、鹿児島県長島町との小学生の相互交流事業を実施するなど、体験活動や生活習慣、人とのかかわりの中で子どもたちの成長を促す教育活動を展開してまいります。

また、高齢者大学あやめ学園、老人クラブ等の団体との連携を図りながら高齢者の豊かな経験と知識を地域活動に還元する取り組みを継続してまいります。

図書館につきましては、ふれあい交流館図書室と学校図書室との連携を図りながら図書館資源の有効活用を図るとともに、ブックスタート事業の充実、館内の書架等の配置を工夫するなど、読書環境の一層の充実に努めてまいります。また、

昨年度、エアコンを整備いたしました図書館の自習室、視聴覚室の有効活用にも努めてまいります。

○ 文化・芸術

文化・芸術につきましては、豊かで生きがいに満ちた暮らしの確保と地域文化の継承・創造に向けて、文化連盟をはじめ各文化芸術団体やサークルの育成・支援に努め、町民主体の文化活動を推進してまいります。

現在建設中の複合施設には文化ホールやサークル活動室を配置しており、町民が多様な芸術・文化にふれる機会と文化活動を発表する場として活用できるよう整備し、総合福祉会館は施設機能を縮小した中で再整備に向けた設計を進めてまいります。

○ スポーツ

スポーツにつきましては、地域でのスポーツ活動や健康づくりを推進するため、水泳教室やスケートボード教室など町民ニーズに応じたスポーツ教室やイベントなどを開催するとともに、スポーツ施設や設備の安全管理に努めてまいります。

子どもたちの夢づくりを応援するため、スポーツ選手などから学ぶ機会を提供するほか、少年団活動への支援や体力・運動能力の向上に資する取り組みを進めてまいります。

また、B&G海洋クラブにおける水に親しむ活動として、東神楽遊水池やプールの更なる活用を推進してまいります。

■ 花と緑に包まれた美しく安全なまちづくり

○ 防災

防災につきましては、町民が安全で安心して暮らすことができる、災害に強いまちづくりを進めるために、地域防災計画や防災ハザードマップなどの適正更新を行い、町民の防災意識の向上が図られるよう、避難所運営などの訓練を実施するとともに、災害用備蓄品等の適正管理や防災機能の強化、広域防災連携の推進、関係機関・団体との防災協定など、総合的な防災体制の確立を図ってまいります。

また、複合施設整備事業においては、防災の拠点施設として安全性の高い施設とするとともに、避難所として活用することを想定し、防災広場等を整備してまいります。

○ 消防

消防につきましては、頻発する各種災害に対して迅速・適格に対応する消防力を整備し、地域における安全・安心の対応・確保に向けて、体制の強化を進めてまいります。

特に、機能向上を図るため、本年度は導入から31年が経過し老朽化したタンク消防車を更新するとともに、消防水利の拡充に向けた防火水槽の増設を、本年度も引き続き行ってまいります。

また、消防団を中核とした地域防災力の充実強化のため、さらに研修・訓練を推進し、活動の活性化を図ってまいります。

○ 交通安全

交通安全につきましては、交通事故のないまちづくりを目指して、警察や交通・防犯協会などと連携しながら啓発活動や交通安全教育を推進し、町民の交通安全意識の高揚を図りながら、令和5年6月5日達成の交通事故死ゼロ2,500日

を目指し、交通事故を未然に防止するための環境づくりに努めてまいります。

また、町内の交差点などの危険箇所や通学路を中心とした各種交通安全施設の整備・拡充について、警察機関に対して引き続き要望してまいります。

○ 防犯

防犯につきましては、24時間体制の東神楽交番のもと、パトロール強化が図られており、引き続き「交通・防犯協会」などの関係団体と連携を図りながら情報提供や防犯パトロールなどを行うとともに、防犯カメラ等設置補助金の活用など、犯罪への抑止力の向上や、町民の防犯意識の高揚を図り、犯罪のない安全で、安心して暮らせる地域づくりの実現に努めてまいります。

○ 消費者保護

消費者保護につきましては、町民の消費安全を図るため、旭川市消費生活センターと連携しながら、情報の収集や対策に取り組むとともに、年々多様化、巧妙化する悪質商法や振り込め詐欺をはじめとする「特殊詐欺」等の予防・啓発活動を「東神楽町犯罪及び交通事故のない安全で安心なまちづくり連絡会」を通じて行ってまいります。

○ 環境保全

環境保全につきましては、自然環境と共生する清潔で美しいまちを目指して、広報・啓発活動により、町民や事業者の環境保全意識の高揚を図るとともに、自主的な活動を促進しながら環境対策を進めてまいります。

町として「ゼロカーボン東神楽」を宣言し、リサイクルなど廃棄物の削減や省エネルギー化や再生エネルギーへの転換、建て替えやリフォームなど高断熱化に向けた住環境の整備、町内公共花壇の維持管理など自然環境を維持する活動への

支援対策、複合施設などウォークアブルシティの健康のまちづくり、食品ロスにつながる新鮮でおいしい食の地産地消や旬産旬消への取り組みなど、環境と調和したゼロカーボンの取り組みを推進し、SDGsなど地球環境にも配慮したまちづくりを進めてまいります。

○ ごみ処理

ごみ処理につきましては、ごみ収集事業者と連携を図りながら「資源循環型社会」の形成に向けて、ごみの分別徹底への広報・啓発活動や、不法投棄防止対策活動の取り組みを進めてまいります。

また、資源物と使用済小型家電のリサイクル体制の充実など再資源化と有効活用を推進し、大雪清掃組合と連携した効率的なごみ処理体制の強化とごみの減量化を図ってまいります。

し尿・浄化槽汚泥処理につきましては、旭川市を含む広域的連携のもと、収集・処理体制の効率化と充実に努めてまいります。

○ 下水道等

下水道事業につきましては、現有施設の適正な維持管理に向け、下水道ストックマネジメント計画に基づいて、引き続き施設の更新事業を進めてまいります。経営の健全化については、下水道使用料の改定などを含めて健全経営の推進に向けて検討してまいります。

■ 利便性のある快適なまちづくり

○ 土地利用及び都市計画

土地利用及び都市計画につきましては、すでに国営緊急農地再編整備事業や地域高規格道路の整備、河川改修などの大型事業が着手されておりますので、引き続き、関係機関と連携しながら、都市計画マスタープランに基づき、景観にも配慮した土地利用を総合的かつ計画的に進めてまいります。

○ 道路

道路につきましては、ひじり野地区や中央市街地地区の生活道路も含めた舗装修繕計画に基づき、引き続き修繕事業を実施してまいります。

また、老朽化した道路側溝などの道路付属物についても改修整備してまいります。

橋梁につきましては、長寿命化修繕計画に基づいて修繕を継続してまいります。

○ 公共交通

公共交通につきましては、民間バス事業者に対して、コロナ禍における運行継続の支援策のほか、運行本数や路線の充実など、バス利用者の利便性の向上に向け、きめ細やかな対応を引き続き要望してまいります。

町営バスにおきましては、通学のほか町民の身近な移動手段であることから、新たな交通体系を検討するとともに、その適正な運行と安全管理に努めてまいります。

○ 住宅

公営住宅につきましては、長寿命化計画に基づき、公営住宅新町団地整備事業を継続するとともに、既存公営住宅の適正な維持管理に努めてまいります。

○ 雪対策

雪対策につきましては、安全かつ円滑な交通や学童などの通学路の確保のため、関係機関や地域住民と連携を図りながら、効率的・効果的な除排雪を進めてまいります。

また、宅地内の雪処理対策として、引き続き、融雪施設の設置に対して助成を行うとともに、高齢者世帯等につきましては、地域で除雪を行う行政区、町内会等を対象にした小型除雪機の貸し出しを実施してまいります。

○ 公園・緑地・墓地

公園・緑地につきましては、町民の憩いの場、子どもの遊び場の確保と、緑あふれる快適な環境づくりに向けて、安全に安心して利用できるよう、公園施設の適正な維持管理に努めてまいります。

墓地につきましては、新たなお墓のニーズに対応していくため、大雪霊園に芝生墓所、合葬墓及び短期型納骨堂を兼ね備えた新しい墓所エリアを整備したところであり、本年度より供用を始めてまいります。

また、大雪葬斎場の建替えにつきましては、大雪葬斎組合において予算を計上し、地域住民をはじめ、他の構成町と協議を重ね、2ヵ年計画で建築を進めてまいります。

○ 河川

河川につきましては、近年の異常気象により、河川の氾濫など予期せぬ災害が発生していることから、八千代川・稲荷川の河川改修の早期着手やポン川改修の早期完成、さらに、改修完了までの期間は適切な維持管理を行うよう北海道に対して引き続き強く要望をしております。

また、地域住民や関係機関と連携して、普通河川や排水路の浚渫など適正な維持管理に努めるとともに、緊急自然災害防止対策事業により町管理河川の改修を行ってまいります。

○ 上水道

上水道につきましては、安全な水の安定供給に向け、中長期的な経営戦略をもとに、水道事業が将来にわたって、健全な財政運営を図るため、引き続き業務内容や水道料金の改定などについて検討を進めてまいります。

■ 連携と協働で築く自主自立のまちづくり

○ 協働のまちづくり

協働のまちづくりにつきましては、町民やボランティア団体、企業など多様な担い手と行政がお互い尊重しながらそれぞれの役割と責任を分担し、信頼関係のもと、共通の目標に向かって、連携、協力して地域社会における課題を解決するまちづくりを進めてまいります。

各分野で活動されているボランティアへの支援のさらなる充実や、各種政策形成の過程で積極的に町民からの参画を促すとともに、広報紙やホームページなどの充実、まちづくり懇談会の開催など広報・広聴活動の一層の充実に努めてまいります。

○ コミュニティ・地域自治

コミュニティにつきましては、地域住民自らによる地域課題の解決や魅力ある地域づくり、ともに支え合う地域づくりに向け、地域の特性を活かした「地区別まちづくり計画」を推進するとともに、コミュニティ活動の拠点となる自治公民館の構築と、住民自治のまちづくりを強化する施策の検討を進めてまいります。

昨年度見直しした「地区別まちづくり計画」で掲げている各地区の取り組みの推進におきましては、ふるさと納税寄付金も活用しながら、地区公民館や町民団体が行う地域活性化の事業に対して支援するとともに、地域における自治の在り方について検討してまいります。

また、行政区・町内会の再編を支援し、組織力の強化と活動の活性化を促してまいります。

○ 情報化

情報化につきましては、町民サービスの向上と行政運営の効率化、町全体の活

性化に向け、行政内部の情報化の一層の推進や、多様な分野における情報サービスの提供を行ってまいります。

町内全域に及ぶ光ファイバーの情報通信基盤を基軸とし、5G等の高速・大容量ネットワークを活用した事業の展開が今後期待されると同時に、国が推進する自治体DX推進計画（DX：デジタルトランスフォーメーション）に基づき、多様化する行政課題への対応や、行政事務のデジタル技術を活用した利便性向上による住民負担の軽減、新型コロナウイルス感染症など「新しい生活様式」への感染対策等、簡素で効率的な行政手続きの見直しについて積極的に進めてまいります。

○ 交流

交流につきましては、国際化の一層の進展に対応した人づくり、地域づくりを進めるために、本年度は、東神楽中学校と姉妹校である台湾桃園市大園国民中学校の生徒の受け入れ事業や青少年台湾派遣交流事業を行い、多様な異文化の生活、習慣や価値観を受容し、共生する態度を養うなど、国際理解教育の促進に努め、家庭・学校・地域が一体となった国際交流を推進してまいります。

また、国内における地域間交流も人材育成や地域活性化の大きな契機となることから、相互の地域資源を活用した交流に努めてまいります。

○ 人権・男女共同参画

人権につきましては、あらゆる差別をなくし、すべての人権が尊重される社会を目指し、人権擁護委員と連携して、啓発事業や相談事業を実施してまいります。

男女共同参画につきましては、「東神楽町男女共同参画計画」に基づき、基本理念である「男女が互いを尊重し、ともに活躍できるまちづくり」を目指して、あらゆる分野で男女共同参画社会が形成されるよう努めてまいります。

○ 行政運営

行政運営につきましては、限られた資源を有効に活用し、さらなる行政効率の向上や自立性の高い行政運営を持続的に進めるため、事務事業のPDCAサイクルの構築や「選択と集中」、社会情勢の変化に対応した制度の見直しを図ってまいります。

今後益々進展するAI・ICT技術の活用した行政のデジタル化による住民サービスの利便性の向上や行政手続きの住民負担の軽減など、効果的な行政サービスを提供できるよう、業務の改善・改革を図ってまいります。

適正な定員管理に努め、職員研修の充実や、社会変容に対応できる強い組織を目指した職員の人材育成や働き方改革を進めるとともに、複合施設整備を前に公文書管理の適正化に努め、行政運営の透明性の向上を図り、町民から信頼される役場づくりを目指してまいります。

○ 財政運営

財政運営につきましては、厳しい社会経済の状況において、新型コロナウイルス感染症の長期化・拡大化の影響による町税等の自主財源の歳入減少や少子・高齢化の進展に伴う社会保障関連経費の増加、今後の安全・安心な暮らしの実現に向けた大規模事業などにより、起債残高が一時的に膨らむことが想定されます。

事業の優先度を考慮しながら、公債費の平準化を図るなど、財政構造の弾力性と規律を堅持し、持続可能な行政サービスの提供に向けた財政運営を行ってまいります。

歳入確保におきましては、町税などの収納率向上のため、新たな未納者を生まない取り組みを優先し、コンビニ収納やスマホ収納による納税者の利便性の向上を図りながら、納税者個々の状況を考慮した徴収を行ってまいります。

また、ふるさと納税やクラウドファンディングを活用した資金の調達などの取り組みを推進し、町と町の特産品を全国に発信するとともに、町の財政に資する施策を展開してまいります。

今後とも、中長期的な財政状況を見据えながら、自主財源の確保に努力を払い、費用対効果の高い予算編成を行うなど、健全かつ効率的な財政運営に努めてまいります。